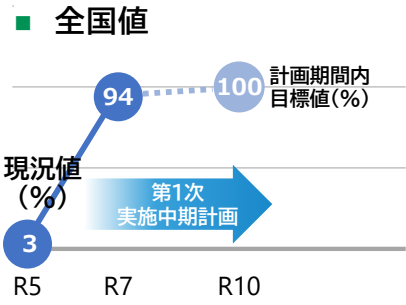


【4】大規模盛土造成地等のリスク把握に関する対策【農林水産省・国土交通省】

指標名: 都道府県、指定都市、中核市(全国129団体)における盛土規制法※に基づく規制区域の指定完了率
 ※宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)

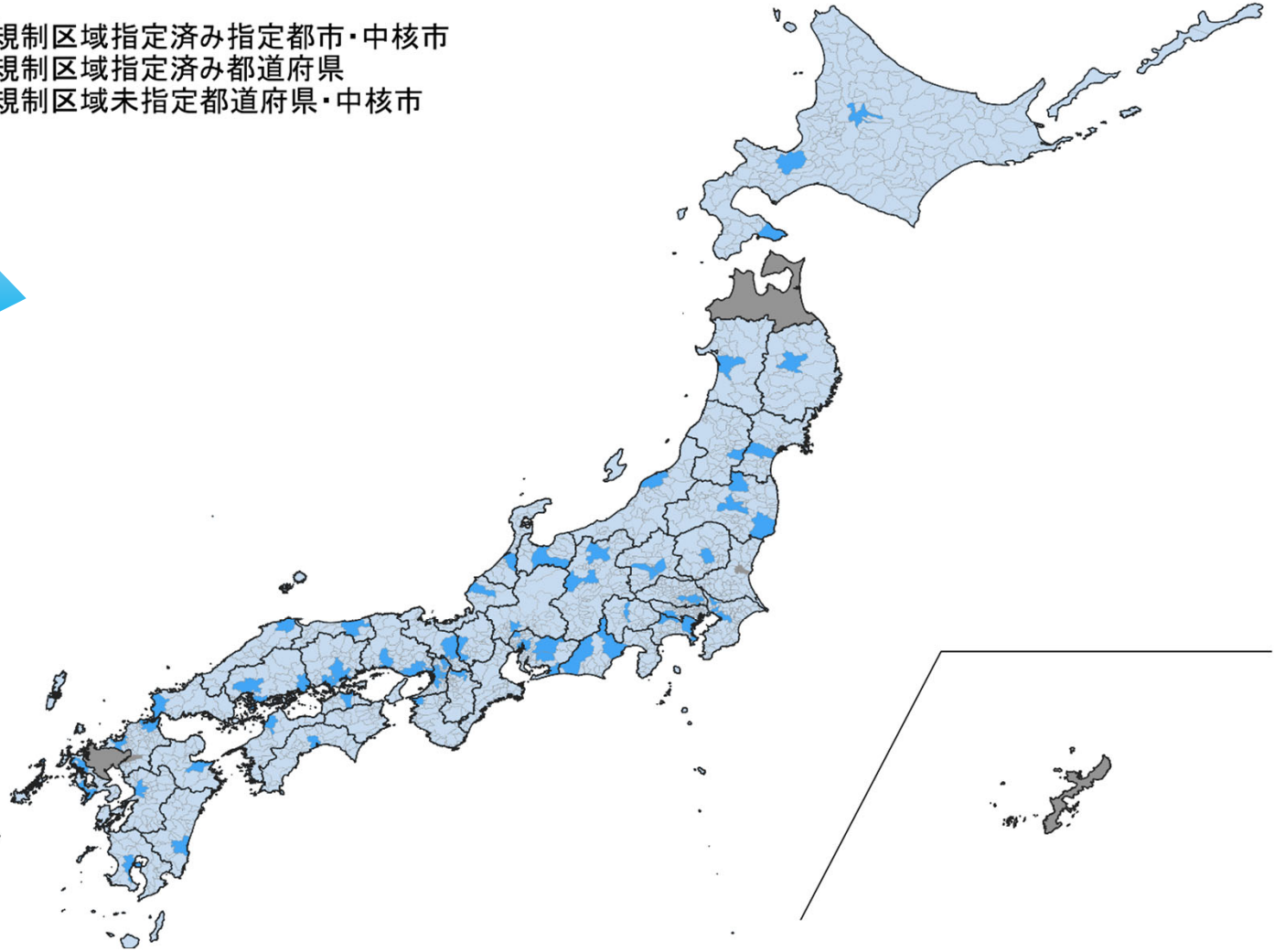


■ 都道府県別

※規制区域の指定の有無
 ※着色範囲は規制区域の範囲を示すものではない。

- 規制区域指定済み指定都市・中核市
- 規制区域指定済み都道府県
- 規制区域未指定都道府県・中核市

見える化



■ 指標の定義

((盛土規制法に基づく規制区域の指定が完了した都道府県、指定都市、中核市の数) / (盛土規制法に基づく規制区域を指定する権限を有する都道府県、指定都市、中核市の数)) × 100

■ ポイント

- 規制区域内で行う一定規模以上の盛土等に関する工事については、都道府県知事等の許可が必要。
- 関係市町村や地域住民等による地域の盛土等の認識・通報を通じた不法・危険盛土等の未然防止や早期発見・対応により、盛土等に伴う災害防止を推進。
- 危険な盛土等に対しては、土地所有者等に是正命令を実施。従わない場合等には告発や厳しい罰則の対象。

■ 用語解説

- 盛土規制法
 …盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法律。
- 規制区域
 …市街地や集落、その周辺等、人家等が存在するエリアや地形等の条件から人家等に被害を及ぼしうるエリアを都道府県等が指定。

(令和7年12月末時点)